

## 評議員及び役員の費用弁償に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人沖縄県交通遺児育成会（以下「当育成会」という。）の定款第15条及び第30条に規定に基づき、役員及び評議員の費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第12条に基づき置かれる者をいう。

### (費用弁償の種類及び金額)

第3条 当育成会は、評議員及び役員がその職務遂行に当たって負担した交通費等については支払うことができる。

- 2 評議員及び役員が職務により評議員会、理事会その他の会議に出席したときは、費用弁償として交通費実費弁償等（1日につき、2,000円）を支給する。

### (支給方法)

第4条 前条第2項の交通費実費弁償等は、評議員及び役員が前条第2項の会議に出席する都度、現金により支給する。

### (改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

### 附則

この規程は、公益財団法人への移行の登記の日から実施する。